

## 災害救助法が適用された場合等の特別措置について

平素より当社サービスをご利用いただきありがとうございます。

2025年4月1日の一般送配電事業者（※1）が定める託送供給等約款（※2）の改定となります。

本改定にともない、当社では2025年4月1日以降に災害が発生し、災害救助法（※3）が適用された場合、被災されたお客さまに、電気料金の支払期限延長等の特別措置を実施する場合がございます。

なお、特別措置の適用内容は一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づきます。

特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記の内容をご確認のうえ、お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

### ※1 一般送配電事業者：

日本の電気事業法に基づいて、発電所から需要家まで電気を送り届ける事業者です。送電線や配電線を維持・運用し、電気を安定的に供給する役割を担っています。

### ※2 託送供給等約款：

小売電気事業者が一般送配電事業者の送配電ネットワークを利用して電気を供給する際の料金やその他の条件を定めたものです。

### ※3 災害救助法：

災害が発生した際に被災者を保護し、社会の秩序を保つための日本の法律です。この法律は、1947年に制定され、災害直後の応急的な生活の救済を目的としています。

### 記

1. お客さまのお住いの地域が、災害救助法が適用された地域のご確認は以下のURLをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/index.html>

※経済産業省のニュースリリースの一覧よりご確認ください。

2. お客さまが、災害救助法が適用された地域であり、かつ特別措置の適用をご希望される場合のお問い合わせ先

まちエネ カスタマーセンター

電話：0570-200-767 受付時間：月～土 9時～17時（祝日、年末年始を除く）

メール：[お問い合わせ | まちエネ](#)

以上